

# 【茨城県における建設リサイクル関係施策について】

## 1. これまでの取り組み

本県では、国が平成 26 年 9 月に策定した「建設リサイクル推進計画 2014」に併せて、平成 24 年度の建設副産物実態調査や同計画の関東地方版の内容を踏まえた「茨城県建設リサイクル推進行動計画 2016」を平成 28 年 3 月に策定した。

これまでに、建設発生土の有効利用及び適切な取組の促進や、茨城県リサイクル建設資材評価認定制度や再生砕石需給調査システムによる再生資材利用拡充を図り、建設リサイクルの推進に取り組んできたところである。

## 2. 本県の建設リサイクルの現状

平成 30 年度の品目別の建設廃棄物の再資源化・縮減率（リサイクル率）は、アスファルト・コンクリート塊とコンクリート塊は 100%であり、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物は、それぞれ 94.1%、97.5%、80.7%である。建設汚泥、建設混合廃棄物の再資源化・縮減率は、前回調査（平成 24 年度）より向上し、全国としても高い水準となっている。

建設廃棄物（全体）のリサイクル状況は、平成 17 年度には 90%を超え、平成 30 年度には 98%以上となっている。

## 3. 目標設定

「茨城県建設リサイクル推進計画 2016」の中間目標（2018 年度）において、建設発生木材を除いて目標を達成している。また、茨城県の 2020 年度の目標値についても建設発生木材と建設混合廃棄物を除いて目標を達成しており、未達成の項目については、過去の再資源化率等の推移から、目標値を概ね達成できると考えられる。

また、建設廃棄物の再資源化率等は大幅に向上しており、より高い目標値の設定が困難となってきたことから、国の新計画では、これまでの「目標値」にかえて、「達成基準値」を設けることとなった。本県においても国の計画に準じて、関東地方の「達成基準値」の達成状況により評価することとする。

※達成基準値については、表 1 を参照

## 4. 今後の方針

現県計画の取り組みとして「発生抑制の徹底」、「現場分別の徹底」、「再使用の徹底」、「再資源化・再生資材利用の徹底」、「適正処理の徹底」を継続して推進していくとともに、国の新計画に準拠するものとし、計画実現のため茨城県建設副産物リサイクル推進協議会を通じて官民連携の強化を図っていくことで、建設副産物のリサイクルを円滑に推進していく。

また、建設リサイクルに係る情報提供・情報発信を推進し、説明会等による普及啓発や県建設リサイクルホームページの更新・拡充を行うことにより、建設リサイクル推進に向けた理解と参画の推進を行うものとする。

## 【茨城県における建設リサイクル関係施策について】

表1 リサイクル率等の達成基準値

対象品目		国	茨城県			関東地方	全国(参考)
		2018年度 目標値	2018年度 目標値(中間)	2020年度 目標値	2018年度 実績値	2024年度 達成基準値	2024年度 達成基準値
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99%以上	99%以上	100%	99%以上	99%以上
アスファルト・ コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99%以上	99%以上	100%	99%以上	99%以上
建設発生木材 (縮減含む)	再資源化・ 縮減率	95%以上	98%以上	98%以上	94.1%	99%以上	97%以上
建設汚泥	再資源化・ 縮減率	90%以上	90%以上	90%以上	97.5%	95%以上	95%以上
建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	2.3%以下	2.1%以下	2.2%	3.5%以下	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・ 縮減率	96%以上	97%以上	97%以上	98.7%	98%以上	98%以上
建設発生土	有効利用率	80%以上	80%以上	80%以上	87.2%	85%以上	80%以上

### 【各建設副産物の再資源化等状況の算出方法】

- ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊：  
再資源化率＝（再使用量＋再生利用量）／搬出量
- ・建設発生木材（縮減含む）：  
再資源化・縮減率＝（再使用量＋再生利用量＋熱回収量＋縮減量(焼却による減量化量)）／搬出量
- ・建設汚泥（縮減含む）  
再資源化・縮減率＝（再使用量＋再生利用量＋縮減量(脱水等による減量化量)）／搬出量
- ・建設発生土有効利用率：  
建設発生土有効利用率＝（現場内利用量＋工事間利用等＋適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量）／建設発生土発生量